

アクティビティノート <第 338 号>

2025 年 3 月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務

1-1 2025 年 3 月度相談受付件数 …… p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 …… p.3～9

2. ちょっと注目 『瞬間接着剤の特性を知る』 …… p.10～11

3. コラム 『化学製品 P L 相談センターは今年で創立 3 0 周年を迎えます』
…… p.12～13

TOPICS



瞬間接着剤の特性を知る

手軽に様々な用途で使われている瞬間接着剤ですが、瞬時に接着する性質のため、思わぬトラブルになってしまうこともあります。使う前に知っておきたい特性を、事故事例と共に確認してみます。



化学製品PL相談センターは今年で創立 3 0 周年を迎えます

当センターは1995年に創立され、今年の6月1日で 3 0 周年を迎えます。今年は、数回に分けて、この 3 0 年を振り返ってきたいと思います。アクティビティノートの創刊号は平成8（1996）年4月1日でした。来月から発行日に変更になるアクティビティノートをこれからもよろしくお願いいたします。

次回、339 号は、5 月 15 日発行予定です。

1. 相談業務

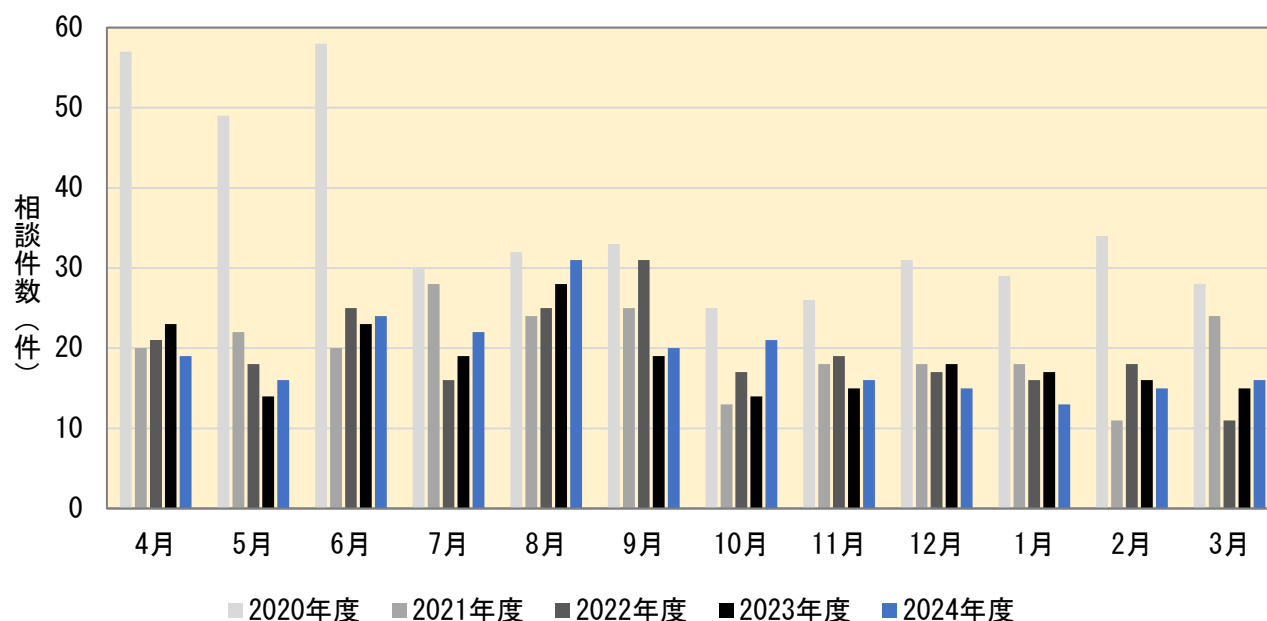
1. 1 相談受付件数

2025 年 3 月度相談受付件数（2/28～3/28 実働:20 日）

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	3	0	0	8	0	11	68%
消費生活 C・ 行政	0	0	1	1	0	2	13%
事業者・ 事業者団体	2	0	0	1	0	3	19%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	5	0	1	10	0	16	
構成比	31%	0%	6%	63%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移（2020～2024年度）

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてしています。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <業務用排水管クリーナーで排水トラップに穴があいた> 築14年の自宅のユニットバスの排水の流れが悪くなったので、〇〇社の業務用の排水管クリーナー△△をネットで購入して使用したら、塩ビの排水管のトラップのところに穴が開いてしまった。〇〇社に問い合わせをしたら、「水と△△の反応熱で塩ビ部分に穴が開いてしまったものと思われる。使用方法に塩ビの場合はあらかじめ水に溶かして発熱が収まってから使うと書いてあるので補償できない」と言われた。△△の表示に詳しく記載はされていない。△△は10年ほど前からずっと使っており、購入時にはいつも劇物譲受書を送付しているが、トラブルになったのは初めてである。また、直接振りかけず、水に溶かして使用している。補償はしてもらえないのだろうか。消費生活センターに相談をしたら、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒△△をネットで購入する際に、毒劇物譲受書を業者と取り交わしてから購入したとのことですが、△△は、成分として水酸化カリウムを高濃度に含む医薬品外劇物です。水酸化カリウムは水に溶ける際に大きく発熱し、また水溶液は強いアルカリ性で皮膚や眼に対しての刺激が非常に高い物質です。排水管に使われている塩ビは、酸やアルカリに強く耐久性に優れた素材ですが、耐熱性はあまりありません。今回の清掃によりトラップが破損したとのことですが、今まで10年ほど△△を定期的に使用されているとのことですので、その間に徐々に劣化した可能性も考えられます。急激な発熱を伴う使用をしていないのであれば、修理後に破損した部品をもって、再度〇〇に破損の原因について調べてもらうよう相談をされてはいかがでしょうか。なお、業務用品は家庭用の洗剤と異なり、製品ラベルには使用上の注意や使い方の詳細がなく、取り扱い説明書などに別途記載されているものもあります。使用前に使用方法や注意事項をしっかりと確認されてから使うことをお勧めします。

- ◆ <賃貸住宅の外壁塗装工事後の体調不良> 10年ほど住んでいる賃貸のアパートで、先月1か月間、外壁塗装などの工事をした。工事中は臭いが外から室内に入らないように、目張り用のテープを使用していた。すでに工事は終了したが、最近、エアコンをつけると目がしょぼしょぼとして痛くなる。臭いはきついわけではないが、エアコンの吹き出し口から空気が入ってくると目が痛くなるようだ。子供も目が痛いと言っている。自分は花粉症ではない。エアコンを高温でつけた時より低温や送風にした時に、より刺激を感じる。エアコンフィルターの掃除もこまめに行っている。賃貸の契約書は今は手元にないが、建物の工事を貸主がしたのだから、貸主に補償してもらうことはできないか。化学製品PL相談センターは、ネットで調べた。〈消費

者>

⇒壁の塗装などの際、塗料の臭いが室内に流れ込むことがあります。臭いは次第に収まりますが、使用された物質の種類や、室内外の温度や湿度などによって収まるまでの時間も異なります。お伝えいただいた体調不良とエアコンから入ってくる空気との因果関係については、当センターではわかりかねます。体調不良とその原因については、まず医療機関の受診をお勧めします。工事との因果関係があった場合、賃貸の貸主との交渉については、お近くの消費生活センターにご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <異物が入っていた飲料を飲んで体調不良> 昨晚飲んだエナジードリンクの缶の中に、たばこのフィルターのようなものが入っていた。メーカーに連絡をしたところ、異物の検査に1ヶ月かかると言われている。本日、腹痛や頭痛がして仕事もできる状態でなかったため受診したところ、前日に食べた食品が原因だろうとの見解であった。これは製造物責任法が適用になり損害賠償請求ができるのではないかと。インターネットで調べて食品業界のPLセンターがわからなかったの電話をした。〈消費者〉

⇒食品業界にPLセンターはありません。一般的に製造物責任（PL）法の対象となるのは①損害（被害）が発生したこと、②製造物に何らかの欠陥があること、③損害（被害）が製造物の欠陥により生じたこと、以上の3点を被害者側が立証する必要があります。既にメーカーに検査の依頼をされていますので、製品に問題があったかどうかについては検査結果を待たれてはいかがでしょうか。製品の調査結果によりますが、メーカーに対しては、受診された医師の「昨日食べたものが原因」との見解を伝え、要求事項を具体的に交渉されてはいかがでしょうか。

- ◆ <キッチン用アルコールで汚れを拭いたら体調不良> 清掃業務を行っている。30分ほど前に、エレベーターの操作ボタンのある面に汚れが残っていたので、キッチン用アルコールを吹きかけて拭いたら、ツンとした臭いがしてくしゃみが出た。その後しばらく体調がすぐれなかった。1週間以上前に酸性の洗浄剤でタイルの洗浄を行ったが、その時の液が残っていて混ざったことで塩素ガスが発生したのではないかと不安である。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈事業者〉

⇒消毒や除菌に使われる成分の次亜塩素酸ナトリウムとエタノールを混合させると、若干塩素ガスが発生することがありますが、酸性のものとエタノールが混ざっても、塩素ガスは発生しません。なお、体調については、状況を含めて医療機関にご相談されることをお勧めします。

- ◆ <石油ストーブに誤って塩素系の洗浄剤を入れた際の対処法> 旅館を営んでいる。娘が灯油と間違えて、風呂場で使用する塩素系の洗浄剤を小型の石油ストーブに満量入れてしまった。ストーブからあふれた液で畳は真っ白になってしまった。石油ストーブと灯油の廃棄方法について、消防署や産廃業者などいろいろな所にも確認したが処分方法がわからない。どうしたらよいか。化学製品PL相談センターは相談先で教えてもらった。〈事業者〉

⇒塩素系の洗浄剤には次亜塩素酸ナトリウムやアルカリ剤が含まれています。次亜塩素酸ナトリウムは金属を腐食させたり、可燃性水素ガスを発生させる危険性があります。ストー

ブの中に入れてしまった液は、取り出し、まずはプラスチックの容器で密閉せずに屋外に保管してください。作業は、塩素系の洗浄剤が身体などにかからないように十分配慮して行ってください。液の処分方法については、行政の廃棄物の担当に相談ください。なお、液がしみ込んだ畳もそのままにすると床まで染み込んでしまう可能性がありますので、まずは畳を上げて屋外に出してから処分されることをお勧めします。

◆ 品質クレーム関連相談

なし

◆ 一般相談

- ◆ ＜水銀温度計を壊した後の対応について＞ 「自宅で水銀温度計を壊し、水銀をタオルで拭いた。そのタオルを一時的に洗濯機の中に入れたが、洗ってはいけないことに気づき、急いで取り出した。洗濯槽の中を、洗濯物を入れずに洗ってから乳児の衣類を洗濯用石鹼〇〇で洗濯したところ、衣類がピンク色になってしまった。その後に分け洗いしている大人用衣類は問題なく仕上がった。水銀のせいで衣類がピンク色になってしまったのだろうか。不安である」という相談を受けている。どのように回答をしたらよいだろうか。＜消費生活C＞

⇒水銀体温計の中に入っている水銀は金属水銀です。金属水銀は気化して水銀蒸気となると毒性が高くなります。破損した水銀がついたものは、ポリ袋などでしっかりと密閉をしてから、行政の指示に従って廃棄してください。一方、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に掲載されている水銀の安全データシートによると、「汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること」とあります。万が一洗濯機内に水銀の蒸気が残っていたとしても、衣類に残ることは考えにくく、心配されることはないと思われます。なお、衣類がピンク色になったということですが、長時間濡れたまま放置した洗濯物などで酵母菌が繁殖してピンク色に衣類が変色することや、一部の日焼け止めと塩素系漂白剤が反応して変色するなど、様々な要因があります。菌の繁殖による変色であった場合は、漂白剤で洗濯をすることにより回復すると思われます。

- ◆ ＜通販で購入する海外製の衣類や寝具の安全性について＞ 少し前まで中国系の通販サイト〇〇で衣類や寝具を購入していたが、SNSなどで安全性についての問題を見て心配になり、現在は国内の通販サイト△△を主に使っている。△△で購入した寝具や衣類をみたら、中国製と書かれている。〇〇と同じように安全性に問題があるのではないかと心配になった。誰に尋ねたらよいかわからず、ネットで調べて化学製品PL相談センターに電話した。＜消費者＞

⇒日本国内においては、家庭用品を保健衛生的観点から見て安全なものにすることを目的として制定された「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(家庭用品規制法)」で、家庭用品における特定の成分の安全基準が定められています。しかし、海外の通販サイトである〇〇から直に購入する製品に関しては、個人輸入となりますので、安全性等については個人の責任で購入・使用することになります。一方、△△は国内の通信販売事業者であり、取り扱い製品は、たとえ中国製であっても国内の安全基準を順守するように△△が

管理しなければなりません。

- ◆ <通販で購入した玄米餅のニオイ> オンラインショップで購入した玄米餅が、消毒薬のようなニオイがして焼いても消えない。食べてしまったが害があるのではないかと不安になった。玄米餅は個装にはいり冷凍されていた。ショップは、オーガニックなどにこだわった玄米製品を販売する店であり、一緒に購入した他の製品は玄米独特の香りだけで変なニオイはしない。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから教えてもらった。〈消費者〉

⇒食品や調理器具の消毒には主にエタノールや次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水などが使用されますが、多少口に入っても体内に残留して害がある成分ではありません。今回購入された餅は、個装で冷凍保存をされていたとのことですので、保存料など使用されていない商品だと思います。この商品のみニオイが気になったということであれば、一度販売店にご確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <PCBの含まれた蛍光灯の廃棄時の漏れについて> 祖母の家の蛍光灯設備に PCB が含まれていたの、市と県に確認して業者に廃棄してもらったが、廃棄時に中の PCB が少量漏れてしまったようだ。除染のために保険会社に連絡をするタイミングで、濃度も測定してもらったが、残留基準値の 2 倍の濃度であった。この濃度でも除染をしてもらった方がよいのか。保険会社は、除染の必要があるのであれば、補償金が出るかもしれないと言っている。市や県に確認したが、よくわからない。化学製品 P L 相談センターは、消費者庁のサイトから調べた。〈消費者〉

⇒低濃度 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物は、環境大臣による認定施設または都道府県知事による許可施設で処理する必要があります。濃度測定の検査結果を示した上で、再度行政にご相談されてはいかがでしょうか。ご参考までに、PCB は、沸点が高く難燃性で熱的・化学的に安定という性能を有することから、かつて電気絶縁油、各種熱媒体などに広く使用されていましたが、1968年に発生したカネミ油症事件を契機にその毒性が明らかとなり、国内では1972年に製造・輸入・使用が禁止されました。また、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム（POPs）条約」の規制対象物質に指定され、2028年までに PCB を含む廃棄物を環境上適正に処理することを目標に掲げられています。国内では2001年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」が成立・施行され、令和9年(2027年)3月31日を期限に処理が進められています。

- ◆ <防虫剤の臭いの除去方法> 主人がアメリカから古着を輸入・販売をする事業を行っており、輸入した衣類を自宅に保管していた。化学物質に過敏な私に、頭痛・足が重くなる・意識が遠のくような症状が出るようになり、今は自宅には保管していない。体調不良となったのは、輸入衣類に付着していた防虫剤のパラジクロロベンゼンではないかと思う。かかりつけ医に解毒作用のある漢方を処方してもらい激しい症状は治まってきているが、家にいると臭いを感じ体調が悪くなる。壁などはアルコールで拭き、空気中の臭いを除去するために扇風機を使用して換気は行っているが他に良い方法はあるか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒パラジクロロベンゼンは、特有の臭気があり、常温で固体から気体となるため、空気中の

成分濃度は徐々に上がります。また、空気より比重が重いので、室内では下の方に溜まりやすくなります。防虫剤として古くから使用されている成分ですが、シックハウス症候群との関連性が疑われていることから、厚生労働省がガイドラインとして室内空気濃度の指針値を定めている物質です。過度な曝露は健康被害につながるおそれがあります。お伺いした話から、既にできることはされていると思います。付着した衣類は、今は家の中にはないとのことですので、さらに濃度が高くなることはありません。継続して換気を行うことをお勧めします。

- ◆ <衣類用防虫剤を室内に使用した場合の安全性> 最近、親戚の家に時々行って宿泊することになった。親戚の家に行くと既往症の喘息が悪化するなど体調が悪くなる。寝る6畳の部屋の隅々に蛇除けのために、〇〇という防虫剤を置いている。換気もしていなく臭いもすごい。体調不良は〇〇が原因か。また、その部屋で毎日寝ていて、親戚の者に今後、健康に影響を及ぼすのではと心配である。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは体調不良の原因について判断はできかねますので、医療機関に相談されることをお勧めします。〇〇は△△社の製品で、同ブランドで複数の製品があります。いずれもパラジクロロベンゼンを主成分とした洋服ダンス用、引き出し用の防虫剤で、使用上の注意に「衣類の入れ替えをする時は、部屋の換気を行ってください」とあります。また、パラジクロロベンゼンはシックハウス症候群との関連性が疑われていることから厚生労働省がガイドラインとして室内空気濃度の指針値を定めている物質です。過度な曝露は健康被害につながるおそれがあります。お伺いした話から、ご使用の用途・使用方法是製品本来のものと異なり、安全性が保証されないため推奨できません。

- ◆ <アルカリ乾電池から漏れた液の安全性> 古い時計の中に入っていたアルカリ乾電池を取り出したら、中からドロツとした液が出てきて、手で触れてしまった。また、液がフローリングの床に少しついてしまったかもしれない。安全性が不安である。どうしたらよいか。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒アルカリ乾電池には水酸化カリウム等を含む電解液が含まれています。水酸化カリウムは強いアルカリ性で、皮膚に付いたまま放置すると化学やけどを起こす場合や、目に入ると失明をする恐れがあります。液漏れした液が皮膚についた場合は、流水で十分洗浄して様子を見て、異常があれば医師の診察を受けてください。床についた場合は、ペーパーなどでふき取った後、よく水拭きをしてください。

- ◆ <100円ショップで購入した食品カップの安全性について> 子供のお弁当を詰める時に、100円ショップで購入したプラスチックのおかずカップを利用している。おかずカップは店によって価格差が大きい、安いものは安全性上問題があるのだろうか。不安になった。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒国内で販売されるおかずカップは直接食品にふれる製品であり、食品衛生法に基づき材質試験及び溶出試験の規格基準が定められて、その安全性が確保されています。また、カップに使用されるプラスチックに含まれる添加剤は、食品衛生法の規制を受けており、2018年に公布された改正食品衛生法で、安全性を評価して安全が担保された物質をリストアッ

プし、そのリストに掲載された物質でないと使用できないことになっています。ただし、耐熱温度や耐油性などは材質によって異なるため、製品の使用方法や記載されている注意事項を確認されることをお勧めします。

- ◆ <洗濯機購入時の注意点> ○○社の同じシリーズの洗濯機を洗濯・脱水容量が 8 kg から 7 kg のもの買い換えたが、水量や電気代などが変わらない。販売店に確認したところ、同シリーズの 7 kg だけがエコ機能がついていないと説明された。カタログには記載されていたようであるが、購入時にはこまかいところまで確認はしていない。もっとわかるように表示してほしいと○○社と販売店には伝えている。今後買い替える時にはカタログに記載されている内容を全て確認するしかないのか。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは化学製品に関する相談を受け付けており、洗濯機等の家電製品についての情報は持ち合わせておりません。一般論になりますが、製品を購入する場合は、消費者契約法が適用され、同法においては、消費者の努力として「消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。」とあります。提供されている情報をよく確認して購入されることをお勧めします。

- ◆ <農園でイチゴを包むフィルムのニオイについて> イチゴを栽培している農家だが、出荷時にイチゴをパックに詰めてフィルムをかぶせてシールしている。フィルムが今年から変わり、梱包作業中にニオイで吐き気を催すようになった。フィルムはロール状になっており、J A から購入している。J A に申し出たが、何も対応をしてくれない。どうしたらよいか。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターで教えてもらった。〈事業者〉

⇒イチゴの包装に使用するフィルムは、食品衛生法の規制をうけており、規格基準により含まれてはならない物質の種類と基準が定められ、安全性の確保が図られています。しかし、ニオイについての規格はありません。フィルムが変更されたことによって体調に支障が生じているのであれば、まずは納入元の J A に、フィルムの種類を確認し、製品のロットブレなどの可能性や、フィルムの接着条件などの正しい使い方もなども含めてメーカーに直接確認をされてはいかがでしょうか。また、体調については、医師に相談されることをお勧めします

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <柔軟剤で体調不良の対応について> 「近隣から漂ってくる柔軟剤のニオイで体調不良となり、受診して化学物質過敏症と診断されている。最近では外出先でもニオイを感じるようになり、体調が悪化している。どうにかならないか」との相談を受けている。消費生活センターとしては、具体的な解決策を示せず、記録に残すことを伝えている。化学製品 P L 相談センターのウェブサイトに掲載されている同様の事例から解決策がないことは確認しているが、掲載されていない内容、または、このような内容で他に相談できる機関があれば教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒体調については医療機関に相談することをお勧めしていますが、他の機関の紹介は行っておりません。当センターにおいても、お伺いした内容は月次報告（アクティビティノート）および年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図っていくことをお伝えしています。また、消費者庁など関連省庁がポスターを作成し啓発していること、内容（使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので、周囲への配慮が必要なことなど）を説明しています。



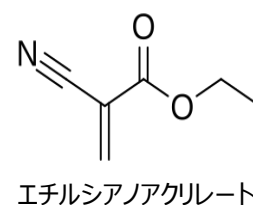
瞬間接着剤の特性を知る

瞬間接着剤は、工業用、医療用など幅広い用途がありますが、家庭用としても長い歴史があり消費者に浸透しています。しかし、瞬時に接着する性質のため、思わぬトラブルになってしまうことがあります。先月、「使用時に手について、お湯で洗ったが完全にとれず心配になった」と当センターにも相談がありました。安全に使用していただくために、改めて事故事例とともに製品の特性をまとめてみました。



●瞬間接着剤の成分

瞬間接着剤の主成分は主にシアノアクリレート系の物質です。シアノアクリレートは、ビニル基 ($\text{CH}_2=\text{C}-$) の一つの炭素にシアノ基 ($-\text{CN}$) とカルボニル基 ($>\text{C}=\text{O}$) の 2 つの電子吸引基をもつことから、比較的弱い求核剤とも容易に反応します。空气中や接着したい表面にある水分とシアノアクリレートが瞬間的に反応し (重合)、硬化することにより接着します。つけ爪やまつ毛のエクステンションに使う接着剤も、シアノアクリレート系です。



●液の飛び散りに注意

空気中の水分でも瞬時に反応するため、空気に触れた先端部で接着剤が固まり詰まった状態で、強く容器を押すと内容液が勢いよく飛び出し、目に入ったり、衣類に付着するなどの事故が発生することがあります。

【事故事例】

- ・ 1 ヶ月前に、100円ショップで買ったネイル用の瞬間接着剤を使用した際、内容液が四方に飛び散り、両目に入ってしまった。目を開けていられないほどの痛みがあり、すぐに救急で眼科を受診し、処置をしてもらった。後日、別の眼科を受診したところ、角膜びらんと診断。

●繊維の上では 100℃近くに発熱することもある。ふき取る時も注意

シアノアクリレートは硬化する際には反応熱が発生しますが、通常の接着では高温になるようなことはなく危険ではありません。しかし、布やティッシュなどの繊維状の素材に染み込むと急激に反応が進んで発熱することがあります。これは、瞬間接着剤が繊維内に染み込んで、表面積が急激に大きくなるためです。特に、粘度の低い接着剤では、液がしみ込みやすいティッシュや綿のデニム生地などにしみこむと、100℃以上に温度が上昇することがあり、やけどの恐れがあり大変危険です。

【事故事例】

- ・ テーブル(木製)の上にこぼした瞬間接着剤を脱脂綿で拭き取っていたところ、接着剤が発熱して火傷を負った。
- ・ 100円ショップで瞬間接着剤を購入し、1度使って保管していたものを2度目に使おうとした

際、ノズルの先端で固まっていた。そこで、チューブを強く押したところ、チューブに亀裂が入って中の接着剤がズボンにかかり、その部分が熱くなって火傷をした

【事故情報データベースシステムの事故事例】

- ・ 100円均一店でつけ爪用瞬間接着剤を購入。ネイルの際、爪につけた薬剤が親指に垂れ、拭き取ったらやけどした(2023年度)
- ・ 瞬間接着剤が手指に垂れてティッシュペーパーで拭き取ったところやけどした(2024年度)

なお、2024年6月には、国民生活センターが「瞬間接着剤の使用によるやけどに注意—つけ爪用接着剤にも使用されています—」と、事故の再現テスト等を行い、注意喚起を行っています。

●瞬間接着剤の表示規制

モノを接着する家庭用接着剤（動物系のものおよびアスファルト系のものを除く）は、家庭用品品質表示法に基づき、種類、成分、毒性（劇物を使用している場合）、用途、正味量、取扱い上の注意、表示者名および住所または電話番号を表示することが義務づけられていますが、つけ爪用やまつ毛エクステンションなどのモノと人体を接着させる用途の製品はこの法律の対象にはなっていません。国民生活センターの表示調査では、家庭用品品質表示法の対象製品には発熱に関する注意表示はされていましたが、つけ爪用の製品6銘柄中の2銘柄については表示がされておらず、2銘柄中の1銘柄については試料片との組み合わせによっては170℃近くに達するものだったとありました。

●皮膚についたときは落ち着いて対処、目に入った時はよく洗眼してこすらない

瞬間接着剤が手などについた時は、無理に剥がそうとせず、できるだけ温かいお湯の中にしばらく浸して、少しずつ揉みほぐすようにして剥がしてください。剥がしにくい場合は、マニキュアの除光液や専用の「はがし液」を使うと剥がし易くなります。目に入ったときは、慌てずに多量の水で洗眼した後、医師の手当てを受けて下さい。目を擦ると眼球を傷つける恐れがありますので、決して擦らず、瞬きも出来る限り控えるようにしてください。目にはマニキュアの除光液や専用の「はがし液」は絶対に使ってはいけません。どの場合も、決して無理はせず、手に負えない場合は、接着剤を持参の上で医師の手当てを受けるようにしてください。

家庭用として有益な製品として親しまれてきた瞬間接着剤。その用途はモノとモノとの接着だけではなく、おしゃれを楽しむためのつけ爪などにも用途が広がっています。瞬間接着剤を使用する際、過去に起こった事故例からその危険性と取り扱い時の注意点などを知っておくことは安全に使用するための重要なポイントです。



参考情報

- ・ 消費者庁 事故情報データベースシステム www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/
- ・ 国民生活センター：瞬間接着剤の使用によるやけどに注意—つけ爪用接着剤にも使用されています—
www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240619_1.html
- ・ 日本接着剤工業会：「瞬間接着剤のトラブル処理と使い方の手引き」
www.jaia.gr.jp/asset/pdf/guidance_v2.pdf



化学製品 P L 相談センターは 今年で創立 30 周年を迎えます



化学製品 P L 相談センターは、今年の 6 月 1 日で創立 30 周年を迎えます。今年は、数回にわけて 30 周年振り返りやこれからについてもご紹介したいと思います。

●なりたち

製造物責任法が平成 6 年（1994 年）7 月 1 日に制定された際に、その審議の過程で「裁判によらない迅速公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」とする国会の付帯決議が採択されました。それに伴う具体的な取り組みにおいて、製品分野ごとの専門的な知見を活用した紛争処理体制の整備が必要とされたことから、P L 事故だけではなく、広く消費者からの化学製品に関する相談に応ずる機関として、化学製品 P L 相談センターが（一社）日本化学工業協会（日化協）内の独立組織として、平成 7（1995）年 6 月 1 日に創立されました。

●相談対応

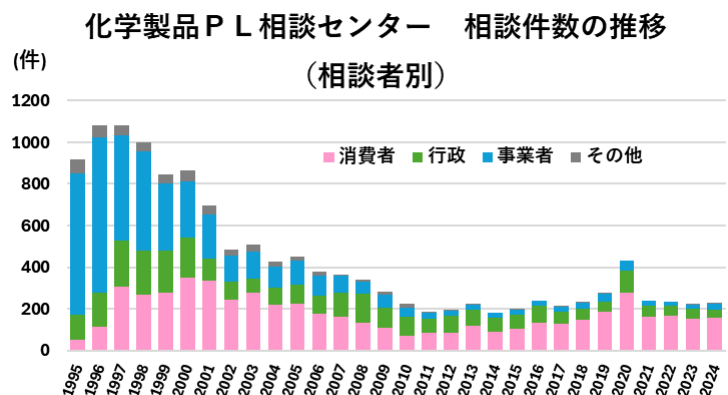
創立当初は、日化協の会員事業者および会員事業団体とその会員会社により構成された「P L ネットワーク」と連携して対応を進めた事案も多く、事業者からの相談の割合が他の P L センターと比較しても高い割合でした。

2000 年以降、消費者からの相談が事業者からの相談よりも多くなってきます。現在では、消費者からの相談が全体の約 7 割を占めるようになりました。また、相談の内容も、事故や品質クレームに関する相談から、化学物質の安全性などについての問合せである一般相談の割合が多くなり、現在に至っています。相談件数は、2011 年くらいまで減少傾向でしたが、その後は新型コロナウイルス感染症関連の相談時を除き、相談件数は 200 件前後とほぼ一定の件数が続いています。なお、2024 年度の相談状況については、7 月初旬に発行予定の 2024 年度活動報告書にて詳しくご報告します。

各民間 ADR の相談における事業者等からの申し出の占める比率

民間 ADR 名	事業者等の利用率	期間
(株)自動車損害賠償センター	9.0%	H8.4~H8.9
家電 P L センター	32.1%	H8.4~H9.2
生活用品 P L センター	39.4%	H8.4~H9.2
消費生活用製品 P L センター	34.4%	H8.4~H9.2
ガス石油機器 P L センター	38.7%	H8.4~H9.2
化学製品 P L 相談センター	69.3%	H8.4~H9.3

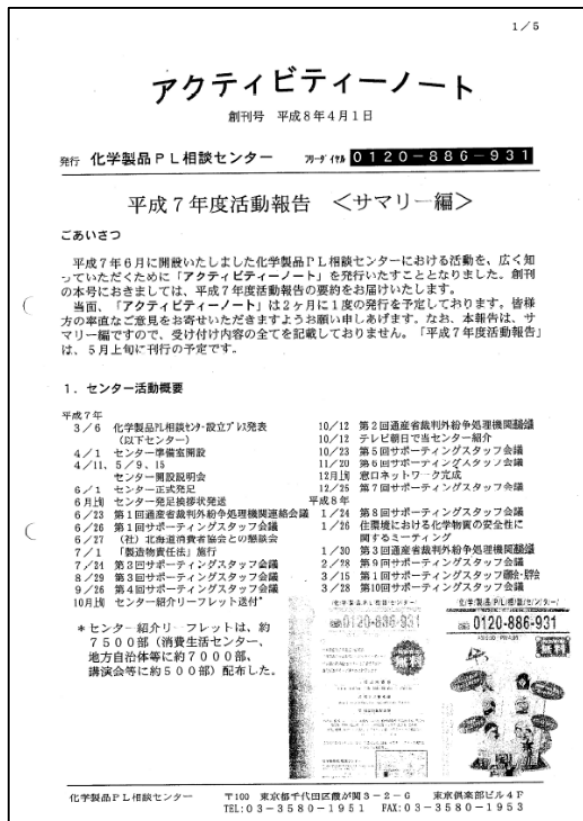
平成 8 年（1996 年）度 化学製品 P L 相談センター活動報告書より



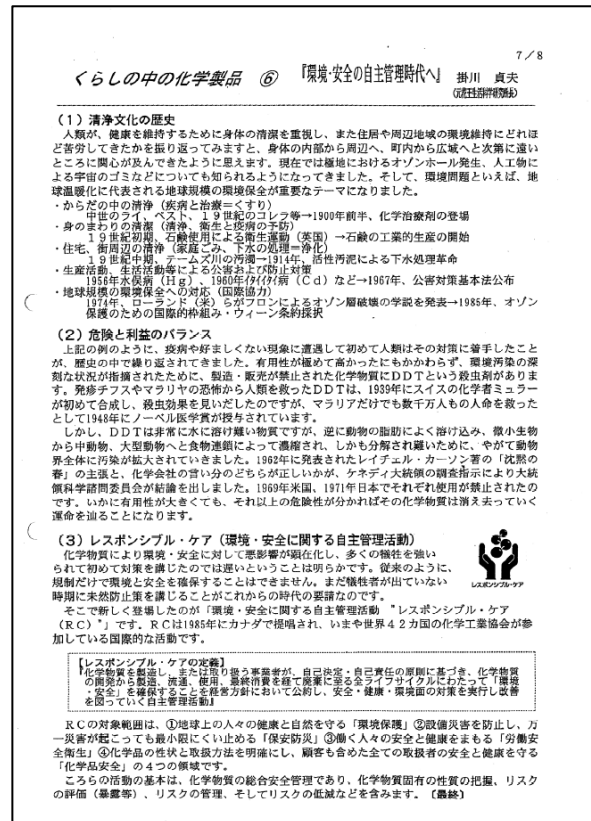
●アクティビティノート

アクティビティノートは、創立2年目、平成8(1996)年4月1日に第1号が発行されました。当初は2か月に1回の発行、FAXによる配布でしたが、平成10(1998)年5月からは、新しく立ち上げられた日化協のウェブサイトによる公開を中心とした形式の毎月発行となりました。

相談関連以外の初めての記事掲載は、第2号から6回連載した「くらしの中の化学製品」でした。その後、相談をうけた注意喚起や、化学に対しての様々なコラムなどの情報発信などを行っています。



アクティビティノート第1号(1996年4月発行)の表紙



初めての連載「くらしの中の化学製品」 最終回原稿
(1997年4月発行 アクティビティノート8号より)

●2025年度からの変更

今まで30年間、化学製品PL相談センターの相談は、稼働日が均等になるように、毎月の締め日を調整し、翌月10日に、アクティビティノートを発行して相談状況を紹介していました。

30周年を迎えた本年令和7年度からは、毎月1日から月末までの相談をその月の相談件数として集計し、翌月15日を目途としてアクティビティノートにてご報告をします。(4月度のみ、前月分に入らなかった3月末の相談も含めた件数とします。) そのため、次回5月度のアクティビティノートの発行は、5月15日(木)となります。

引き続きよろしくお願いいたします。

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください）
- ・お申し込みはE-mail（pl@jcia-net.or.jp）で。
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
- ①ご氏名（フリガナ） ②お勤め先（フリガナ） ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

（TEL 03-3297-2602 担当：伊東（イトウ））

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。